

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第3回宍粟市自治基本条例検証委員会	
開 催 日 時	令和2年10月14日（水）午後1時55分～午後3時35分	
開 催 場 所	一宮市民協働センター 2階研修室	
議長（委員長・会長）氏 名	委員長 上田 学	
委 員 氏 名	（出席者） 幸島幸博、中川まゆみ、大井信明、小田伸二、柴原勝志、稲田勢津子、上田 学、野毛敬子、池本了一、鳥羽敏美	（欠席者） なし
事 務 氏 名	まちづくり推進部：津村部長、市民協働課：小河課長、福田係長、日下主事	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び決定事項） ・ 条文ごとに方向性を確認した。（第21条～第30条） ・ 次回日程 令和2年11月16日 14時から	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） _____ 上田 学 ㊟	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局	※開会
委員長	※あいさつ
委員長	具体的な検証に入ってきている。内容によっては所管課からの説明をお願いするところもある。その場合、該当する条文は次回に持ち越して検証することとしたい。では検証に入る。第21条について検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	地区協議会の組織図案を拝見したが、これは今後各自治会に配布される資料か。
事務局	昨年度末に開催した宍粟市連合自治会の役員会で、今後の構想としてお示しした資料である。
委員	ほとんどの市民は地域にどのような組織があり、どのような会議が行われて、どこに補助金が使われているのかなど知らない場合が多い。そういったことについて、会議に関わる上の者だけが理解しているのではなく、このような組織図を活用して、市民に分かりやすい形で広く啓蒙いただきたい。知ることで意識が持て、市民の関わり方も変わってくるのでは。
事務局	地域ごとにそれぞれの特性があるので、お示しした組織図案はこのような組織を作り上げていきたいというあくまでイメージである。また、このような組織にするには、長い年月をかけて合意形成を図りながら進める必要がある。そこで肝になるのが事務局の役割であり、集落支援制度などの国の財政的な支援を活用しながら、地域の事情に詳しい人材を地域でたてていただき、時間をかけて意識醸成を図っていくことをイメージしている。
委員	事務局というのは、行政職員ではなく地域の人材ということか。
事務局	そのとおりである。
委員	地域活動に参加をしたことがあるが、そういう組織の構成員の任期が短いことは課題である。まちづくりは時間をかけてするものだが、任期が1、2年ではそのたびに、知識や意識が振出しに戻ってしまう。新たに役員になった者と、すでに任期が長い者との意識レベルや能力に差があり、うまく機能しない場合もある。補助金の取り扱いも複雑な場合があり、そのようなときにも事務局がうまく対応していける体制づくりを進めていただきたい。
事務局	どの地域でも共通の悩みのひとつである。資料では千種町の例をあげているが、2019年度に千種まちづくり三者連絡会を組織し、行政職員や地域の人々とは別に、外部からの視点で適切な助言をいただくことを目的として、市では初めてアドバイザーに入ってもらい取組みを進めている。

委員長	それぞれの連合や地区自治会のなかで何か検討をしていることなどあれば参考にかがいたい。
委員	菅野地区にはもともと菅野小学校があり、校区再編で土万小学校と統合し山崎西小学校ができた。学校区ごとに生涯学習推進協議会（以下、生推協）をもっていたが、学校が一つになったことによりうまく機能しなくなったため、バラバラだった生推協を一本にまとめようと進めていたところ、この事務局の設置や集落支援員の話が出たため、生推協だけでなく、老人会や子供会などの組織もあわせて一本化できれば地区として大きく前進できるのではという意見もある。実際に形となって機能すればどのようになるのか、現在、モデル地区が取り組まれている結果をみつつ、勉強させていただきたいと考えている。実現できれば素晴らしいことであるが、当事者になるとかなりの苦労もあるのだろうと感じる。
委員	一宮では旧繁盛小学校を活用してMore繁盛がいろいろな取り組みをしている。地域おこし協力隊も加わり、特産品の商品開発や校舎の改築などをされている。三方地区ではまほろばの湯が現在休止しているが、御方公園の管理や活性化などにこういった組織作りが活用できないかという考えの方もおられる。
委員長	第21条についてまとめに入りたいと思うが、モデル地区の中で地域の拡充を図られておることなどを鑑み、今後も地域を支援いただく意味を含め、条文に従い新たな取り組みを検討するというところでいかがか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第22条について検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	クリンソウを守る会で活動している。平成25年度に元気げんき大作戦補助事業を活用させていただいた。もともと自生しきれいに花を咲かせていたクリンソウであるが、たびたび盗掘が見受けられており、市民局に相談を持ち掛けたことがきっかけでクリンソウの公開と守る会がはじまった。遊歩道を整備し、多くの人が訪れやすい環境を整えることで、盗掘被害を防ぐことができるのではと活動を開始した。現在本会の平均年齢は80歳近くなり、多くの応援を受けて頑張っているが高齢化には抗えない。各種団体の方に呼びかけられるような、支援のその後のような体制を整えてもらえるととてもありがたい。
委員	波賀町の場合でも良い取り組みをしてくださっているが、どの団体でも高齢化は深刻な問題となっている。後継者の課題を解決すべく、早急で具体的な取り組みが必要だと感じている。
事務局	まちづくり団体に共通する課題として、後継者と資金の問題があげられる。後継者については交流会で意見を交換いただいたところだが、団体活動に精通した第三者による講習会なども考える必要があるかもしれない。資金面では、本補助事業は永久的な制度ではないので、クラウドファンディングなどで投資を

	<p>呼びかける制度なども検討していただきたい。本補助事業は認定を受ける前段にプレゼンテーションなどが必要でありハードルがあったが、スタートアップ事業を設けて、本申請の前のお試し期間を設けた。今年度の新規応募は1団体、問い合わせは3件ほどあった。</p>
副委員長	<p>元気げんき大作戦補助事業では申請が否決された例はあるのか。</p>
事務局	<p>審査会にかけるまでに事務局と内容について調整をするため現状では概ね承認されている。内容によっては審査会で保留となった事例もあるが、申請内容を再度整理して承認されている。</p>
委員	<p>申請をするまでの体裁を整えるのに苦労があるようだ。後継者問題は自治会にもある。長年自治会をけん引した会長の後だと、後任を見つけることが難しい場合がある。そういった面で、事務局が入り、後継者を育成しながら自治を進めていくのがよいのかもしれない。</p>
委員長	<p>クラウドファンディングをする場合、市はどのように関わってくれるのか。</p>
事務局	<p>市では地域創生課でふるさと納税の中でクラウドファンディング制度を設けており、事業者と投資をする人の間に市が入ることで、安心感を持っていただく役割を担っている。</p>
委員	<p>クリンソウを守る会での資金調達は募金に頼っている。実際に訪れた方の中には、同じ志を持つ人や賛同してくださる方も多く、そういう資金の集め方もある。</p>
委員長	<p>まとめとしては元気げんき大作戦補助事業をはじめ、いろいろな面で見直しをしながら進めておられるようであるので、これまでどおり条文に従い取り組んでいただくこととしてはどうか。</p>
委員	<p>第22条第2項に市民公益活動を促進するために必要な支援を行わなければならないとあるが、しいて言うならば後継者育成に関する文言を条文として増やしても良いのではないかと。実際は必要な支援に含まれているとは思いますが。</p>
委員長	<p>ひとつの具体例を入れると、すべて入れていかなければならないため、提言の中で、後継者の課題などの具体例を入れることとしてはいかがか。後継者育成など取組みが不足しているとして新たな取組みを検討するとしてもよいと感じる。</p>
副委員長	<p>人材と資金の支援について、資金についてはバックアップをしてくださっていることはよく理解できたので、後継者の課題や人材育成については提言として残すこととしてはいかがか。</p>
委員長	<p>まとめとしては、取組みはしていただいているが、一部不足する部分や新た</p>

	な課題もあるということで、条文に従い新たな取り組みを検討するとしてはいかがか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第23条について検証する。条文の中で人口減少や高齢化に触れているが、現状はどうなのか。地域のクリーン作戦などでも人員が減っているため範囲を縮小しているなど耳にする。
事務局	お見込みのとおりである。地域の中でもクリーン作戦や雪下ろしなどで人員が減っているため苦慮していると聞いている。地域の祭りなども単位自治会では開催が難しくいくつかの自治会で合同で行っている地域も出てきている。そういったところを補完するのが地域協議会のような新たな制度かと思う。
委員	私の地域では人がいなくなっているため、隣保同士の合併を進めている。しかし、数年後にはそれでも成り立たない状況になるのではと危惧している。
委員	一宮でも自治会を統合する話し合いがもたれた地区があるようだ。地域の特性や付き合いもあり、一筋縄ではいかないようではあるが、いずれは、どんなに統合や合併をしても人がいなくなってしまう。人員が少なくなっても、自治が保てるような方法を模索する必要がある。
副委員長	人は減少する一方であるのに、地域で行事をするには人員配置は必要で、負担がどんどん増えている。第23条の必要な支援という文言に、負担を減らすというニュアンスも持っていただければ。支援というとプラスしていくイメージが強いが、マイナスしていく、減らしていくこともこれからの市政には必要ではないか。
事務局	地元自治会の自治に関しては行政が介入できない部分もある。例えば、山崎地区では生推協の負担軽減のため、学校や地区と一緒に専門員が取り組みを進めている。千種まちづくり三者会でも地域の悩みごとの洗い出しをしている中で、そのような話も議題に上がっていた。おっしゃる通り、減らしていく支援も大事な視点であると感じている。
委員長	まとめとしては、人口減少、少子高齢化が、どの地域でもおこっており、従来通りのということが難しくなっているところもあり、減らしていく取り組みも必要となる。条文に従い新たな取り組みを検討するということがいかがか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第24条について検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	※特になし

委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第25条について検証する。方向性や指示事項については、その後どうなっていくのか。具体的な指示が書いていないため担当課も頭を悩ませているのでは。
事務局	たとえば事業を廃止するとなれば予算を計上しないとといった方向になる。行政評価により指示が出れば、その後どうなったのか1、2年後くらいに再度検証する。その状況を分析しながら、何年かのサイクルの中で指示事項に向かって取り組んでいくという形になっている。実際の運用については、所管課に確認して次回の会議で回答することとしてよろしいか。
委員長	構わない。それでは、第25条については、次回の報告を待って検証することとしてよろしいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第26条について検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	※特になし
委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第27条について検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	※特になし
委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第28条について検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	※特になし
委員長	庁議の結果等についての公開の課題について具体的な検討に入っているということであるので、まとめとしては、条文に従い引き続いて新たな取り組みを検討するということがか。
委員	異議なし。

委員長	次に、第29条について検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	※特になし
委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	次に、第30条について検証する。何か意見、質問等あるか。
委員	市民から寄せられた提案に対して、回答しなかった事案はあるのか。
事務局	何らかの形ですべて回答している。
委員長	まとめとしては、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくとしてよいか。
委員	異議なし。
委員長	そのほか協議事項について何か意見、質問等あるか。
委員	条文の検証には関係ないかもしれないが、コロナの影響もあり都会から田舎へ行楽に来る人が増えているように感じる。河川でバーベキューなどを行い、ごみを残したまま帰ったり、飲酒してにぎやかにしたりと気になる部分がある。河川は地元はもちろん皆の資源だと理解しているが、迷惑行為等に対して、市として取り締まるような条例などはあるのか。
委員長	事務局で整理をしていただき、次回までに示せる資料などあれば準備いただきたい。 開始からおおむね1時間半が経過しているので、本日はここまでとし、以降は次回の検証委員会で検証する。次回日程について事務局から。
事務局	次回日程について、概ね1か月後ということで、次回も一宮市民協働センター、同会議室で、11月16日（月）の午後2時からということでどうか。
委員	異議なし。
事務局	検証する条文も残り6つという進捗状況なので、次回には条文の検証は終わると考えている。提言については、委員長、副委員長に確認いただきながら事務局の方でまとめていきたいがどうか。
委員長	次回の会議は、条文も残り少ないので、これまでのところでの提言について整理したものを次回に確認することとしてはどうか。
委員	異議なし。

委員長	その他連絡事項はあるか。
委員	コロナウイルスや感染症に関係するとすれば第何条にあたるのか。
事務局	第33条が該当するのではと考える。
委員	可能であれば次回危機管理の所管課に出席いただいて説明を受けてはどうか。
事務局	持ち帰って所管課に確認、調整させていただく。
副委員長	※閉会あいさつ

発言者の表記は、「〇〇議長」、「〇〇委員」、「事務局」とする。